

第8期中野区健康福祉審議会 障害部会（第7回）

開催日 平成29年11月9日（木）午後7：00～8：32

開催場所 中野区役所 第8会議室（7階）

出席者

1. 障害部会委員

出席者 小澤 温（部会長）、本名 靖（副部会長）  
市野 由紀、上西 陽子、宇田 美子、下田 智子、田中 政之  
中村 敏彦、松田 和也、森本 紀朗

欠席者 伊藤 かおり

2. 事務局

健康福祉部副参事（福祉推進担当） 岩浅 英樹  
健康福祉部副参事（障害福祉担当） 菅野 多身子  
地域支えあい推進室副参事（地域包括ケア推進担当） 酒井 直人  
中部すこやか福祉センター副参事（地域ケア担当） 大場 大輔  
子ども教育部長、教育委員会事務局次長 横山 俊  
子ども教育部、教育委員会事務局副参事（保育園・幼稚園担当） 長崎 武史  
教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

【議 事】

○小澤部会長

そうしましたら、若干まだお見えでない委員の方もいらっしゃるのですけれども、時間になりましたので、早速健康福祉審議会の第7回障害部会を開催したいと思います。

最初に、簡単な挨拶ということなのですが、委員の皆さん、事務局のご尽力により、最終的には答申を完成させまして、10月13日に武藤会長から区長に答申をお渡しすることができました。この答申に関しましては、本日、たくさん冊子があるのですが、その中に全文があります。これはこれまで、障害部会にていろいろと審議していただき、また全体会でも検討していただきまして、最終的にこのような形でまとまりましたということです。まずは答申がまとまったということを報告し、また感謝を申し上げたいと思います。

その上で、第5期障害福祉計画、そして第1期障害児福祉計画、また障害に関する基本的な計画に関連しまして、健康福祉総合推進計画ということで、きょうはどちらかというと考え方を踏まえて、具体的な数値、あるいは具体的な整備目標ということで検討させていただくという機会であります。また、きょうの資料はいっぱいありますので、本日で十分意見が、審議が尽くせるかというのはまた終わりにお諮りしたいかと思っておりますけれども、せっかくの機会ですのでできる限りいろいろな角度で意見を申し上げていただくと大変ありがたいと思います。よろしくをお願いします。

そうしましたら早速本題に入りますが、初めに事務局より配付資料の確認をお願いします。事務局よろしくをお願いします。

## ○事務局

それでは配付資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元にあります次第、これも差しかえになるかと思えますけれども、机上に配付してあります次第の裏面をごらんいただきたいと思えます。本日は差しかえの資料が多くて大変申しわけありません。まず資料1なのですけれども、「障害福祉サービス意向調査結果、健康福祉に関する意識調査結果概要」という資料1というプリントがございます。1ページ目からが障害福祉サービスの意向調査、5ページ目からが健康福祉に関する意識調査結果の概要となっております。

続きまして、資料2が事前配付をさせていただいた資料で、厚めのものですね。「中野区健康福祉総合推進計画2018、第7期中野区介護保険事業計画、第5期中野区障害福祉計画、第1期中野区障害児福祉計画(素案)」でございます。こちらにつきましても、ページの差しかえがございまして、委員の皆様というプリントの後、差しかえ資料がついているかと思えます。事前にお送りしました本冊とあわせて、この差しかえページの部分、ごらんいただければと思えます。

次に資料3ですけれども、これも差しかえになります。こちらは「素案の概要」になります。事前にお送りした資料と差しかえてごらんいただければと思えます。

そのあとは参考資料1、2、3がありまして、本日、冊子の「障害福祉サービス意向調査報告書」、そして「障害児通所支援等に係る調査報告書」、「健康福祉に関する意識調査報告書」、それと「答申」が机上配付とさせていただいております。

資料、皆さんでございますでしょうか。では、資料の確認は以上でございます。よろしくお願いたします。

## ○小澤部会長

ありがとうございます。特に資料2の厚い冊子の差しかえがあります。これに関しましては、後で結構です。今、作業を始めるとかなり大変なことです。ページを見ていただきまして、そのページはこっちのページのほうに変わっているということで、よろしくお願したいと思えます。

そうしましたら以下は本日の次第に沿って進めていきたいと思えます。皆さんのお手元の次第の2番、本日の議題というところです。報告事項と審議事項がそれぞれ1件ずつあります。報告事項の1番です。障害福祉サービスの意向調査、そして健康福祉に関する意識調査報告書についてという報告事項です。まず事務局、ご報告よろしくお願いたします。

## ○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

それでは資料1に基づきまして、「障害福祉サービス意向調査の結果概要」、そして後半にございます「健康福祉に関する意識調査の結果概要」について報告をさせていただきます。

この調査ですけれども、4月以前にも質問の内容については皆様にお配りをさせていただいて、ご意見を伺ったかと思えます。その結果の冊子も配られていると思えますけれども、概要のほうで説明をさせていただきます。

まず(1)障害者調査でございます。この調査におきましては1ページの中段にありますけれども、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している区民及び難病等により障害福祉サービスを使われている方を対象に行っております。ただし、施設に入所されている方は別の調査を行っておりますので抜いております。

1,500名の方に調査をお願いいたしまして、回収は645人、回収率は43.0%となっております。

次に3ページをごらんいただきまして、(2)施設入所者調査でございます。こちらは身体障害者手帳、愛の手帳を所持している障害者の方で、施設に入所されている全ての方を対象に行っております。187人の方にお送りしまして、有効回収数が145人、77.5%の回答でございました。

続いて(3)発達支援等調査でございます。0歳から18歳までの発達支援の対象児童及び身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している児童を対象に行っております。650名を対象に行いまして、有効回収が287人、回収率は44.2%となっております。

最初に1ページにお戻りいただきまして、調査結果の傾向というところをごらんいただきたいと思っております。日常生活の主な介助者は、「父・母」、「配偶者」、「子ども」が約6割でございました。主な介助者のほかに日常的に介助できる方がいるかという質問ですけれども、「いない」という方が4割を超えているという状況でございます。

また、外出する上で4割弱の方に妨げがあり、電車やバスを使つての移動や、道路や駅などの利用に不便を感じている人がそれぞれ4割を超えている状況でございます。

また、職場の環境や障害者施策において充実してほしい施策につきましては、「障害への理解の促進」というのが一番多く回答いただいております。

施設に入所されている方につきましては、長期化するにつれて地域での生活に戻りたいというよりも、入所施設でそのまま生活を続けたいということをご希望される傾向にございました。

児童発達支援、放課後等デイサービスを知っている人はいずれも8割強ということで、かなり増えているという状況でございます。

個々の、こちらの概要の見方でございますけれども、例えば住まいについての2.2.「住宅で困っていることの有無」というところで、「困っている」という方が3割強いらっしゃいまして、そのうち「部屋が狭い」という方が3割のうちの4割という内容でございます。2.4.「災害への不安の有無」ということで、災害について「不安」という方が身体障害者手帳所持者(重度)と愛の手帳所持者でいずれも7割を超えているという状況でございます。その内容としましては、「避難場所への移動ができるかどうか」や、「避難しても必要な食糧等があるかどうか」というのが5割半ばという状況でございます。

日常生活の介護や支援につきましては、愛の手帳所持者の場合には7割台半ばの方が「介助が必要」とお答えになっておりまして、その内容としては「日常の買い物」、「掃除・片づけ」、「外出」というのが6割を超えているという状況でございます。

次のページにいただきまして、5番の働くことについてでございます。就労による定期的な収入があるかないかという質問に対しましては、生産年齢人口でみると身体障害者手帳所持者の軽度の方につきましては6割台半ばが定期的な収入があるという状況でございます。この就労の形態につきましては、「常勤の会社員」という方や、「作業所に通所」という方など、所持手帳の種類によりまして違っているという状況でございます。愛の手帳を所持している方の場合には、仕事を見つけた方法というのは、「学校の紹介」が一番多いという状況でございます。

次に6の健康福祉サービスについての障害福祉サービスの利用意向でございます。今後利用したいサービスは「相談支援」が一番多く、4割台半ばでございました。このサービスの利用計画について不満に思うことということで、「希望するサービスが利用できていない」ですとか「サービスの利用回数や時間が少ない」といったような声をいただいております。

次に3ページの入所者でございます。入所について、入所年数でございますけれども、10年以上という方が6割に近づいているというものでございます。入所の理由は、

「介助者が高齢などの理由により在宅の生活が困難になった」というものが一番多くございました。施設の場所は東京都内というのが最も高い状況にございました。

今後の生活についてでございます。先ほど申しましたけれども、「現在のように入所施設で暮らしたい」が5割を超えておりまして、施設退所後の生活につきましては、「家族やヘルパーさん等から支援を受けて暮らしたい」が5割台半ば、施設退所後に住みたい場所というところでは「中野区内に住みたい」というのは愛の手帳所持者では多くございましたけれども、身体障害者手帳所持者では「特に場所にはこだわらない」といった声が多くございました。

発達支援等調査でございます。医療的ケア等についてということで必要性は、身体障害者手帳を所持している方では多くなってきているという状況で、日常的に必要な医療的ケアで一番多かったのは「与薬」でございました。身体能力につきましては、「座位可」という方が一番多いという状況でございます。

これまで利用できなかったサービスの有無ということで、利用できなかったサービスが「ある」方のうち「幼稚園」に行けなかったという声が一番多いという状況でございます。

次のページ、児童福祉法のサービスについてということで、児童発達支援の利用につきましては5歳以下の方で利用されている方が9割台半ばを超えているという状況でございます。就学後につきましては「放課後等デイサービス」を使っている方が4割台半ばという状況でございます。

一番下になりますけれども、充実してほしい施策ということで、「利用できるサービスについての広報・周知」を行ってほしいという声が一番多くございました。

続きまして、5ページから健康福祉に関する意識調査でございます。こちらにつきましては、20歳以上の区民の方3,000人に郵送いたしまして、回収が1,078人、回収率は35.9%になっております。

この中で、調査結果の傾向の一番下でございますけれども、障害者差別解消法について知っている方というのは3割弱でございました。知った理由と申しますのはインターネット、新聞、テレビが多いという状況でございました。

関連するものとして、1つ上の記述、長期療養の際、「可能な限り自宅や実家で過ごしたい」、「医療機関や施設に入所・入院したい」というのがそれぞれ4割弱となつてございました。入院・入所を希望する理由は「家族に負担をかけるから」というのが一番多かったという状況でございます。

続いて7ページをごらんいただきたいと思っております。中段にございます制度等についてというところで、3.2.です。「障害者差別の解消について、中野区が特に力を入れるべきこと」という質問に対しまして、「区民向けの啓発活動」という回答が5割台半ばということで、一番多いという状況でございました。また3.5.「『成年後見制度』の認知度」につきましては、「言葉やしきみを知っている」方が4割弱という状況でございます。

概要についての説明は以上でございます。

## ○小澤部会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ただいま報告事項ということでありますけれども、障害福祉サービス意向調査と、健康福祉に関する意識調査の2つの調査を主に資料1の概要を中心に報告していただきました。これに関する本体報告書というのは、かなりボリュームがありまして、皆さんの机の上に置かれております。これはあくまで参考までにとということで置かれておりますので、この裏づけとなる細かいデータはどうなっているなど、もしご関心があればこの厚

い冊子をごらんになると今の概要の裏づけが出ている、こういうことです。

そうしましたら、以下は報告事項ではあるのですけれども、事実確認、あるいはご意見、ご質問があればせつかくの機会ですので、承りたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、森本委員。

#### ○森本委員

こういう個々の中身ではないのですけれども、分析の仕方として、単年度でデータだけ見ると、例えば前回からの変化だとか、行政でやったことがどういうふうに反映されて、結果この部分がよくなったとか、何かそういう振り返りが非常にしにくいと思います。できれば、この部分の声が大きくなっているとか、この部分はより改善されているといった形での分析があると、中野区がどう変わっているかというのが非常によくわかると思いますので、今回は当然これでいいと思うのですけれども、次回以降何かそんな分析をされるとしたら、それもまたおもしろいのではないかなと思います。

以上です。

#### ○小澤部会長

ありがとうございます。非常に貴重なというか、重要なご意見だったと思って聞いていました。可能であればそのようなトレンドがわかるように、前回と今回を比較できるようなまとめもほしいとのご要望が出ました。何か事務局のほうで補足はありますか。

#### ○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

本冊のほうでは、数年分は掲載させていただいております。例えば87ページでございます。先ほど施設入所者調査で今後どこで暮らしたいですかという問いについて概要で申しあげましたけれども、87ページのほうに経年比較ということで、こちら3年に一度行っている調査ですので、平成23年度、平成26年度、平成29年度の調査結果が記載されております。ここを見ただけですと例えば施設を出て地域の中で暮らしたいという方が19.1%であったものがグループホームでの暮らしも含めると12.4%ということで、若干減ってきているという状況です。経年変化については今の説明では飛ばしておりましたので、申しわけございませんでした。

#### ○森本委員

ありがとうございます。

#### ○小澤部会長

多分今のご要望の中には、そういう経年変化を踏まえて、若干分析的な記述があるとすばらしいのではないかと、そういうご意見が入っていたのではないかと思います。

#### ○森本委員

あと経年変化を見るためにはコアになる質問はあまり変えないほうがいいのかもしいですね。以上です。

#### ○小澤部会長

よろしいでしょうか。今後分析のときの参考というのでしょうか、あと個々、また同様に調査を企画し、実施するでしょうから、そのときに今のようなご意見を踏まえて、経年変化を追う項目に関しては、ある程度固定質問という形にしておくという、これ大

変重要なご意見だと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですね。

私の立場で気になったのは、これはコメント以上のことは何もないのですけれども、障害者差別解消法の認知度というのが、やっぱり高くないのだということです。改めて認識しました。私、東京都の協議会の会長としまして、今後12月にまた東京都の協議会がございますので、少し中野区の状況を見ていくとこういう結果が出ているということで、参考にさせていただきたいと思えます。ちょっとコメントです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。これに関しましては報告事項という扱いでありますので、もしこのデータはこう読めるのではないかと、あるいはこのデータの背景はこうではないかと、もしそういうご意見があればまた後で出していただいていいですし、また区の行政に関しましてもしそういう解釈だとか考え方を教えていただくのは、今後こういったまとめに非常に役に立ちますので、ぜひ皆さんのお立場でそういった助言をいただけたらありがたいと思えますので、そういう扱いでよろしいでしょうか。

そうしましたら本日の審議のほうになるのですけれども、審議事項のほうは1つあります。これは答申としてこの間ずっと議論をしていただきまして、考え方や方向性に関しまして最終的に区長にお渡しすることができたというのは、冒頭の挨拶にあったとおりです。あくまでそれは答申というところでございまして、計画の素案を作成し、最終的には区民に対してパブリックコメントを受けて、この計画をつくり上げるということがあります。中野区健康福祉総合推進計画2018と、それから第5期中野区障害福祉計画、そして第1期中野区障害児福祉計画のそれぞれの素案と、こういうところが本日の審議事項になります。

これに関しまして、まずは事務局からのご説明、これは若干時間がかかる説明になると思えますので、その後、本日はもうこれに関する意見交換と質疑が中心になりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。事務局、よろしくお願ひします。

#### ○菅野健康福祉部副参事（障害福祉担当）

それではご説明をさせていただきます。障害者基本法に基づきます障害者計画及び総合支援法に基づきます障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画につきまして、ご説明をさせていただきます。資料2は計画の全文、資料3は概要版です。

まず概要版でご説明をさせていただきたいと思えます。なお、中野区健康福祉総合推進計画2018は、障害者基本法に基づきます計画期間を5年間として掲げる障害者計画を含む他の計画と総合した計画となっております。第5期中野区障害福祉計画につきましては、障害者総合支援法に基づきます3年間の計画となっております。第1期障害児福祉計画につきましては、児童福祉法に基づきます3年間の計画となっております。

資料3の18ページ、第4章 障害福祉をごらんいただきたいと思えます。こちらでは課題1、障害者の権利擁護といたしまして、1番目に中野区障害者差別解消審議会から、改善すべき事項につきまして意見及び提案を受けまして、障害者差別解消の取り組みを進めていきます。

2番目といたしまして、被虐待者等の一時保護に必要な居室の確保に努め、支援体制の整備を図ります。

3番目といたしまして、成年後見制度にかかる普及啓発事業や、相談、助成等を引き続き行っていきます。また国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、福祉や法律の専門職と連携し、成年後見制度の利用促進についての基本的な計画を定めます。

次のページをお開きいただきまして、課題2、地域生活の継続の支援でございまして、

おもな取り組みが3点ございまして、1点目が障害のある人の多様化するニーズに対応するため、総合相談・専門相談、権利擁護、地域移行など総合的な基幹相談支援センターの機能の充実を図っていきます。

2点目といたしまして、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時にサービスが途切れることなく継続的に利用できるよう、介護保険制度の案内やサービス利用のための具体的な支援がすこやか障害者相談支援事業所等から提供されるように支援体制の整備を図っていきます。

3点目といたしまして、平成30年4月から創設されます「自立生活援助」、「就労定着支援」を着実に進めていきます。

課題3、入所等からの地域移行でございます。こちらはおもな取り組みは2点ございます。1点目が精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置していきます。

2点目といたしまして、江古田三丁目の区有地を活用して、障害者グループホーム、短期入所及び地域生活支援拠点の3つの機能を合わせた多機能型拠点整備と基幹相談支援センター、各すこやか福祉センターなどの相談支援機関やグループホーム、短期入所等のいろいろな社会資源が連携する面的整備型とを融合した複合型の構築を目指していきます。

課題4、就労の支援でございます。おもな取り組みが3点ございます。1点目は、区内外の民間企業等において障害者雇用が進むよう、特に障害のある人を雇用したことがない企業に対しては、体験実習の協力を求め、採用する企業側の不安を解消しながら、就職に結びつける取り組みを進めていきます。

2点目といたしまして、特別支援学校在学中から就労に対する早期支援を実施し、在学生や家族に対して就職に向けた意欲喚起の取り組みを進めていきます。

3点目といたしまして、各障害者就労支援事業所の特色を活かした自主生産品の販売促進に向け、地域における販売場所や地域の催し等での販売機会を増やす取り組みを進めていきます。

次のページに移ってまいりまして、課題5、障害や発達に課題のある子どもへの支援でございます。おもな取り組みとしまして3点ございます。1点目が、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を実施するために、移行連携や関係機関連携会議等の仕組みを構築していきます。

2点目といたしまして、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援の事業所の知識や技術の向上のために実践的な取り組みを進めます。

3点目といたしまして、障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して保育や教育を受けることができるよう、保育や教育施設での受け入れや専門機関による後方支援の充実を図ります。また、地域社会における障害や発達特性への理解促進のための取り組みを進めていきます。

次に、第5期の障害福祉計画をご説明させていただきたいと思っております。こちらは資料2を使いましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず資料2の149ページをお開きいただきたいと思います。こちらは中野区健康福祉総合推進計画の中で、障害福祉計画を実現するための事業の実施ということで、地域生活支援事業や障害者総合支援法の関係にかかるサービス、相談支援、地域生活支援事業の必要な量の見込みについて計画したものでございます。計画の期間につきましては、平成30年度から平成32年度までの3年間になります。

152ページをお開きいただきたいと思います。こちらの2番、成果目標とありますけれども、こちらは障害者総合支援法に規定する国が定めた基本方針によりまして、入所施設等からの地域生活移行者数や福祉的就労から一般就労への移行者数等の目標値を

設定することが求められております。

平成32年度の目標設定を行う主要項目につきましては、新たな目標として設定したものをご紹介させていただきたいと思っております。

隣の153ページですけれども、(1)地域生活への移行の促進の②精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築としまして、保健・医療・福祉関係者による協議の場を平成32年度までに設置するという目標を設定いたしました。

次に2点目ですけれども、159ページになりまして、こちらは(2)一般就労の支援の(エ)就労定着支援による職場定着率の項目、こちらの2点が新たな目標として設定したものでございます。

次に、162ページから192ページまでにつきましては、事業及び必要な量の見込みになります。なお、平成30年4月から創設されます自立生活援助、就労定着支援につきましては、詳細がまだ示されていないということから、素案には記載がございませんが、計画案におきましては、お示しする予定でございます。

次の193ページ以降につきましては、第1期中野区障害児福祉計画になります。この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正によりまして策定が義務づけられ、今回初めて計画を策定するものとなっております。

次に199ページから204ページまででございますが、こちらは事業に必要な量の見込みとなっております。

今後の予定でございますけれども、12月中旬ごろまでに各関係団体へのご説明及び区民意見交換会を開催いたします。それを踏まえまして来年1月ごろには計画案を決定いたしまして、パブリックコメントの手続を行います。審議会からは最終答申をいただき、その結果を踏まえ3月に計画策定を行ってまいります。

ご説明は以上でございます。

## ○小澤部会長

ありがとうございます。これに関しましては、ちょっと全体的なところを1点触れておいたほうがいいかと思ひまして、資料2の115ページですね。中野区は健康福祉総合推進計画と、介護保険事業計画及び障害福祉計画、そして障害児福祉計画という、4つの大きな計画をある種冊子でまとめておりまして、その115に第4章とありまして、それが障害福祉計画の部分であります。そのところの116のところの課題1から5というのが、基本的には障害福祉の施策体系の一番柱となる5つの課題ということで、こちらの概要資料のほうもその課題をかなり第4章のところでも触れていただいたといういきさつがあります。その上で、この117ページなのですが、第2節、第3節で具体的な中野区の障害福祉計画及び中野区の障害児福祉計画、こういう構造になっておりますので、本日いろいろな角度でご意見いただきたいのは、この116から117にかけてのまずは個別施策と、それから第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画ということになります。

あと具体的な数値目標が入っておりますけれども、もちろんそれだけでなくいろいろな検討事項も盛り込まれておりますので、いろいろな意味で幅広い角度からご意見をいただいた上で、最終的に素案をさらなるパブリックコメントの案に切りかえを図っていくといった趣旨です。以下、事務局のほうで説明を大分簡略化していただきましたので、審議時間を比較的長くとりたいという意向だと思います。場合によっては、もうちょっと詳しい説明が必要だと、そういうご意見があればその指摘をしていただければ、事務局のほうで追加説明を行っていただければと思いますので、以下は時間の許す限りご意見、ご質問という形になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。



では、とりあえずこの個別施策に5つの課題が提案されておりまして、これはおおむね答申の中に盛り込まれたことでもありますので、大きな変更、あるいは大きなご意見はちょっと受けにくいですが、場合によってはまだちょっとこういう観点で少し掘り下げてほしいとか、あるいはこういう観点で中野としての特徴を出してほしいということであれば、当然承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。まず、この第1節、個別施策というところに関して何かございますでしょうか。あるいはもうちょっと詳しい説明が必要だということでも、全然それは構わないのですけれども、いかがでしょうか。

第1節に関しましては、おおむねこの5つの課題の認識と、それからそれに沿ってということによろしければ、より具体的な数値目標がいろいろ書かれている第2節の第5期中野区障害福祉計画のところに入りしたいと思いますけれども、これはページでいいますと149ページですね、先ほどかいつまんで説明がありましたけれども、149ページから第5期障害福祉計画ということで記載が以下ありますが、これに関しましていかがでしょうか。

そうしましたら、私から1点、152ページから153ページにかけての地域移行の数値目標に関してですが、実現が支障なくできそうかどうかの確認です。地域移行の数値目標がなかなか思いどおりにいかず、移行が難しいという自治体もなくはないのですけれども、これに関しましては大体この数値目標に沿って、地域移行を中野区としては推進できそうというようなイメージで捉えてよろしいのですかね。国の数値目標で数値を一応算出しておりまして、最終的な意向目標というのもこの間の状況を踏まえて立てたということかと思えますけれども、よろしいですか。これは数値目標に関しましては、比較的入所から地域移行ってなかなか難しい課題が潜んでいると、いろいろなところで聞くのですけれども、これは特に支障なく目標が達成できそうという、そんな理解でよろしいでしょうか。

#### ○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

第4期の計画で見ると、平成25年度末時点の施設入所者数190人に対し、施設入所者数（平成29年度末実績値）186人と減少していますが、実際には地域の自宅やグループホームに移った方だけではなく、お亡くなりになった方というのも含めておりますので、施設の方が地域へ出てくるということだけで言わせていただくと、かなり厳しい数字と考えております。

#### ○小澤部会長

ありがとうございました。基本的には地域移行はどこの自治体も結構悩みの1つなので、当然数値目標の実現に向けて努力していただくということは前提なのですけれども、いろいろな裏づけとなるような背景だとか、課題も少なからずあることも事実だと思いますが、そういったことも含めて、この数値目標実現に向けての取り組みをしていただきたいなということで、聞いた次第です。

それからもう1点、せっかくなので私から、皆さんからご意見、ご質問が出るまでのつなぎになってしまうのですけれども、153ページです。これは多分新しい項目になると思うのですが、精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築という目標で、協議の場の設置1というのは、例えばこれまで自立支援協議会で場合によってはその精神障害の方に対しての取り組みの協議などというの、多分行われてきたのではないかと思うのですが、そういった場とはまた別途何らかのそういう場を設置するような、イメージを持っていいのでしょうか。

### ○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

具体的に今、こういうメンバーでと決めているわけではございませんけれども、既存の協議の場、あるいは団体、会議体の活用も含めまして、この計画期間内には位置づけをしたいというものでございます。

### ○小澤部会長

具体的な検討に関しては、これ以降検討するというので、こういう場の設置というのは具体的に考えていくと、これまでの取り組みの中でどう位置づくかとか、どう関係するかというのも検討事項に入りますので、検討していただけたらと思います。

委員の皆さんからいかがでしょうか。私のほうで幾つか確認という意味合いで質問させていただきます。

松田委員、どうぞ。

### ○松田委員

ちょっとかぶせた質問になってしまって申しわけないのですが、152ページの地域生活移行のところの四角で囲ってあるところです。「なお、精神障害のある方の地域生活移行の目標値は、東京都において設定し、区では設定していません」とございます。これは東京都の数値目標に対して、それをクリアにするように、区が何らかの施策を打っていくと読み込んでもよろしいのでしょうか。

### ○菅野健康福祉部副参事（障害福祉担当）

まず、都道府県は、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値、平成32年度末における入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点の退院率及び地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標値を設定することとされています。

一方、区市町村は、都道府県が算定した地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標値を勘案し、障害福祉サービス等の必要な見込量を確保するよう努めていくとされています。

障害福祉サービス等の必要な見込量は、既に目標値として示していますが、中野区は独自にグループホームの整備という成果目標を立てています。精神障害のある人が地域移行するためだけに必要なグループホームの整備という考え方ではないことが注意点ですが、精神障害のある人の地域移行も意識した目標設定としています。

### ○松田委員

それに対して質問させていただくのですが、地域移行ができない理由というのは、家が見つからない、住むところがないだけではなく、やはり先ほどの調査結果にもありますように、長く病院とか施設にいた方というのは、なかなか帰る気持ちになっていない。帰らない方をいかに施設から出していくかというところのかかわりが必要だと言われているのですね。中野区では今、地域移行のサービスをやっているところはございますけれども、具体的に動いているのは今、中野区ではせせらぎの1名だけだと思っています。その部分に対する手当てというのも同時に考えていただけたらいいなと思っています。

### ○小澤部会長

ということですが、精神障害の方に対しての目標のことにしましては、多分中野区としての数値把握の困難さという問題も潜んでいるの記述かなと思って見ていたのです

けれども、そうはいつでもやっぱり、仮に推計値的な要素でも、何らかの数値は示したほうがいいのではないかなと思いました。この表現、結構強い感じはするんですね。152ページ、確かに指摘されたので見ていて、ちょっと気になっている表現な気はしました。もし事務局何かあればお願いします。

#### ○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

部会長がお話しされましたけれども、どこまで書き込めるか、今後検討させていただきたいと思います。

#### ○小澤部会長

よろしいですか。ちょうどこの同時並行的に東京都のほうも今、そろそろ取りまとめの時期で、東京都は東京都なりにどういう数値を出してくるのかというのは、またちょっと注目があるのですが、いずれにしても区としてできることということで、一定程度ここまでは取り組みますということはやっぱり、そういう方向性の記載のほうがいいかもしれないですね。非常に課題も多いし、区として取り組むには結構困難な課題もあるということも含めて、記載していただくといいかなと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

#### ○本名副部会長

この施設入所者調査の報告書では87ページに今後生活したい場所というのが出ていますけれども、全体として平成29年度はグループホームに出るということも含めて地域で暮らしたいという方が12.4%ですので、年を追うごとに施設を出て地域の中で暮らしたいとか、施設を出て地域のグループホームで暮らしたいといったパーセンテージが減っていく傾向の中で、この数値目標が本当に達成できるのか疑問に思います。先ほどお話が出たように、かなり積極的な支援をしていかないと数値目標が達成できないような、データ上はそういうふうに出ているのかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

#### ○小澤部会長

いかがでしょうか。調査結果から判断すると、地域移行は結構難しい部分もあるのではないかと、そういうご指摘ですけれども、いかがでしょうか。

#### ○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

ご指摘のとおり、入所施設等からの地域移行に関しては、本人の希望や家族の意向や状況が深く関係してくるので、その部分だけをくみ取ると、数値目標の達成は厳しいと思います。

ただし、その対策として、グループホームの整備や地域生活支援拠点の構築等の取り組みを通して、施設入所者等が地域に戻ってきやすい体制作りを行い、結果として施設入所者等の気持ちを変化させるきっかけの1つとしてつなげていきたいと考えています。

#### ○小澤部会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。数値目標は大体国の基準に合わせながら、そして中野区なりのちょっと特徴を少し加えながらという感じで作られているかと思しますので、もし数値目標でこのあたりは中野区としてはもう少し考えたほうがいいのではないかと、あるいは場合によっては国よりも高い目標を設定してもいいのではないかと、ご意見があれば、この場でも出していただき、また、これは内容がいろいろ

ろとありますので、場合によっては、このあたりは、数値目標として検討してはどうだろうかといったことは、後で多分アナウンスがありますけれども、この会議以降いつまででしたらご意見を承りたいというのがありますので、そういう形で対応させていただきたいと思います。

この第5期障害福祉計画に関してはよろしいでしょうか。

#### ○宇田委員

180ページの地域生活支援事業の具体的に目標なり、どんな施策をとというのが何も記載がないのですけれども、その辺のところはどんな考えでいらっしゃるのでしょうか。

#### ○小澤部会長

それは多分、これ以降のページに書いてある中身になる、要するに180ページの地域生活支援事業の具体的な内容についての説明ということですが、いかがでしょうか。

181ページから192ページまでがそれに該当するのではないかと思いますけれども、地域生活支援事業の内容及び具体的な数値が書かれていますので、補足説明があればありがたい状況です。

#### ○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

181ページ以降に、地域生活支援事業に含まれる各事業の3年間のサービス見込量とその積算方法を掲載しています。

#### ○小澤部会長

これに関しましては、私のほうで少し今の話に追加しますと、これはあくまで国の基準ではありませんので、中野区のほうでこれまでの状況を踏まえて数値を作成されているという理解でよろしいですね。

#### ○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

区が地域の実情を踏まえて作成するものです。これらの目標及び実績を踏まえながら、サービスが滞ることのないように進めている状況です。

#### ○小澤部会長

ということで、これまでの実績がベースになっているというご回答ということですが、よろしいでしょうか。場合によっては委員の皆さんから見て、これは相当ニーズがあるのでぐっと伸びるかもしれないとか、そういうご意見があればぜひ承りたいと思いますし、これに関しましては別に国で何らかの指針とか基準を出しているものではありませんので、純粹に中野区の実績及び中野区の今後というのが問われてくる場所だと思います。

第5期障害福祉計画に関しましては、おおむねよろしいでしょうか。また後でお気づきの点があれば時間が許す限り、後戻りして指摘していただいても構わないかと思います。

そうしましたら3番目が、今回初めての計画になります。193ページからなのですが、第1期中野区障害児福祉計画です。これに関しましては、多分これまでの策定という点でいうと、国の計画としても初めての計画になりますので、またご意見、ご質問、確認すべき点、あるいは必要に応じて説明が必要な点、出していただけたらと思います。よろしく願います。

大体これまでの数値の流れは、一応示されておりますが、中野区の実情から見ておおむね妥当な数値目標かどうかというのを判断の中に入れていただけたらと思うのですが、

よろしいですか。

○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

199ページと200ページのほうの児童発達支援と放課後等デイサービスですけれども、これまでは義務づけられてはいなかったのですけれども、中野区といたしましてこの2つのものについては、前回の障害福祉計画の中に盛り込んでいたというのがございますので、この2つにつきましては前回の計画と実績、そして今後の見込量の記載をさせていただきます。

201ページの③保育所等訪問支援以降につきましては、前回の計画には載せていなかったということで、実績と今後の目標値、見込量ということで入れさせていただきます。

○小澤部会長

ありがとうございます。確かにこれまでの計画の中に一部障害児福祉計画に含まれる数値目標を入れておりました。それは中野区独自の取り組みだったと思いますので、障害児福祉計画として全体を整えて出したのは今回が初めての形になったかと思います。過去の実績値と今後の推移のような形で、素案はつくられているかと思うのですが、これに関しましていかがでしょうか。よろしいですか。

確認したい点は、さっきの精神の領域の協議の場とよく似た話が1点ありまして、それが196ページのところの3番です。関係機関等が連携を図るための協議の場の設置というのがあって、これに関しましては先ほどの精神の領域だと1という数字が入っていたのですが、これは「有」と表記されているということは、必ずしも数ではないという理解でよろしいでしょうか。ちょっとそこが、さっきと違う表記になっているので。

○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

先ほどの精神のほうも実施、設置をするという意味で1ということでした。これも意味合いとしては同じでございます。表記が統一されておりませんので、今後検討させていただきたいと思います。

○小澤部会長

ありがとうございます。今回、これまでの計画と違ってさまざまな協議とか調整の場というのが国から求められておりますので、当然箇所数という書き方もありますし、そのシステムが「有」という書き方もあるので、統一をしていただくということでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

○宇田委員

放課後等デイサービスと児童発達支援の事業の見込量なのですけれども、延べ利用者数の対象者が30年度、31年度、32年度とどんどん伸びているのですけれども、区内の事業実施か所数というのが横並びに同じ数字になっているのは、開設する事業所があるかどうかという見通しがきかないためでしょうかね。これだけふえているのに事業所が同じ数というのは、受け皿がないとなってしまうのではないかなと思うのですけれども。

○小澤部会長

199ページと200ページのところでしょうか。児童発達支援と放課後等デイサー

ビスのところ、利用者数の見込量が上がっていて、ただ、事業者数に関しては横ばいになっているということに関していかがでしょうかというご質問ですが、よろしく願います。

#### ○横山子ども教育部長、教育委員会事務局次長

200ページの、放課後等デイサービスを例にとってご説明させていただきます。まず最初にサービスを求める方、対象者がどのくらいの規模としてあるかという事を考えています。

放課後等デイサービスですと、小学生の数がありまして、そのうち障害があるお子様の発生率というのが全国的な数字として文部科学省のほうから示されております。そうしますと対象者数がわかります。今回サービス意向調査をしまして、希望の方が何割程度いたというのがわかりました。その率を掛けると大体マックスで420人ぐらいだろうという数字が出てきています。それを32年度までには達成して、サービスの周知も含めてご利用いただけるように持っていこうという計画を立てました。

この420人の方が大体月にどのくらい利用されるのかということだと、現在、月に10日ぐらいというのがおおむねの利用状況でございます。ということは各施設、現在は18ですけれども、まだ余力があるということで、同じような利用率、若干ふえていったとしても18施設の中で稼働率を上げていただければ十分ご利用いただけるだろう、というふうに考えまして計画を立てさせていただいたというものでございます。

#### ○小澤部会長

よろしいでしょうか。

#### ○宇田委員

はい、数字の意味はわかりました。事業所数は今のところはこれで足りるであろうという考え方ででしょうかね。

#### ○横山子ども教育部長、教育委員会事務局次長

32年度までに対象の方にすべからくサービスを利用いただけるような状況をつくり出すためには、現在の18で十分対応できるということで、施設数の増加は計画としては見込まなかったということでございます。

#### ○宇田委員

わかりました。今のお話の中で、大体月10日の利用という形の平均値ということで計算だったと思うのですがけれども、保護者が働いている方にとってみると月10日では困る方が結構いるのです。小さいところだと放課後等デイサービスは定員が10名なのですけれども、登録が40名ぐらいいる形で、週2日とか3日の利用の方も優先度を高く入れているという事業所が多くなってきているのですね。そうすると同じ場所に毎日通所するというスタイルが困難なお子さんたちがもう既に登場してしまっていて、毎日通所できる事業所がないという状況があるのです。そういうことも含めて、通所のスタイルなり内容のほうで工夫があるのかどうかと思うのですが、事業所数については児童発達支援で経験している保護者の方が、どんどん放課後デイの利用に希望がふえてきているのではないかなと思います。広がってきているように感じているところがあるので、放課後等デイサービスの事業所数についてはこの数値だとちょっと厳しくなってくるのではないかという印象を受けているところがありますので、検討していただければと思います。

### ○小澤部会長

ありがとうございます。確かに私もよく聞くのですが、複数カ所利用というのは実はいろいろなところで行われておまして、それが基本的にはなかなか1カ所には通いづらいなというお子さんもいたりとか、いろいろケース・バイ・ケースです。この事業所数というのは確かに横ばいのままで、稼働率を上げるというのは非常に重要な考え方なのですが、そういう機械的な対応でうまくいくかどうかというのは、ちょっと要検討するということになるかもしれません。今、委員のほうからのご意見ということもあるので、箇所数に関しては検討していただくといいのではないのでしょうか。延べ利用者数が伸びていきますよというのは、それは非常にわかりやすい話かなと思うのですが、果たして現在の事業所の数が、確かにキャパシティとしては成立するのですが、キャパシティという議論が果たしてこの現場でどのくらいうまく成立しているのかということも検討した上で、少しこの18カ所でいいかどうかというのは検討の余地はあるかもしれないということで、これはご意見ですが、一応そんなような検討をしていただいてということによろしいでしょうか。

### ○横山子ども教育部長、教育委員会事務局次長

改めてまた検討させていただきたいと思っております。ただ、放課後等デイサービス等につきまして、ご利用されたい保護者、ご家庭の方などからしますと、できるだけ多くの日数通いたいというようなお声があるやにも聞いてはいますけれども、制度の目的からいたしますと障害のあるお子様に対する支援というような意味合いのサービス事業でございますので、毎日必ずしも預かって面倒を見るというようなご利用の仕方とは制度的なものではマッチしていない部分もあるかなとは思っております。

今後サービス利用の計画なども、より実態に、お子様に即した計画などもしっかり立てていくといったこととあわせて箇所数、事業見込みなど、供給量などについても検討してみたいと思っております。ありがとうございます。

### ○小澤部会長

よろしく申し上げます。放課後等デイサービスはかなりいろいろな角度で検討しなければいけない課題が多いと思っておりますので、できる限り中野区の実態に合わせた形での数値にさせていただくということによろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

### ○本名副部会長

196ページの(2)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保ということで、重症心身障害児の人たちが通う施設がデイサービスを含めて2カ所という形になってはいますが、広い中野区で実際に親御さんが2カ所しかなくて、行くのに非常に大変な状況の中で、実際にこれで使えるのかどうかというのは疑問です。例えば重症の子を遠くのところまで連れていかなければいけない状況がこの2カ所では起こるのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

### ○小澤部会長

これに関していかがでしょうか。196ページに数値目標として2カ所ということ記載されておりますけれども、これに関してはこれで大丈夫かというのが質問事項だったと思います。

## ○事務局

現在、中野区の北部に区立の重症心身障害児の施設が1カ所、それから南の地域のほうに民間の施設が1カ所ございます。両方とも児童発達支援及び放課後等デイサービスを行っております、待機というのですか、利用できないというような状況は中野区では今、ないような状況ですので、一定程度2カ所で充足しているのかなと考えております。

移動時間ということなのですけれども、送迎がドア・ツー・ドアでついておりますので、長時間にならないような送迎の仕方、工夫をして事業を行っている状況になっておりますので、それについては問題ないかと考えております。

## ○小澤部会長

送迎がついているのですね。

## ○事務局

はい。

## ○小澤部会長

よろしいでしょうか。これも、数値目標としましては新しく導入された部分でありまして、多分中野区以外のところでは相当悩ましい課題だと思いますけれども、一応幸いなことに、現在でも2カ所でそのような態勢を一定程度とることが可能であるという前提でこの数値を出しているという理解でよろしいですか。

あと多分新しい制度になると訪問型というのも当然出てくるので、場合によってはこういう児童発達支援事業所が訪問型児童発達支援事業所という指定を受ければ、通所という発想とはまた別の形での対応もできるというようなこともあり得るかと思っておりますので、とりあえず2という数字で示されているということでもよろしいでしょうか。

ほかにこの障害児福祉計画に関していかがでしょうか。どうぞ、森本委員。

## ○森本委員

196ページの「有」という目標についての意見です。これは32年度までに3年かけて協議の場をつくるということですが、その目標設定自体が、どの程度難しいのかというのは私はよくわかっていないのですけれども、本来的な目標は会議体をつくって何をするかが重要なのに、会議体をつくること自体が目標になっているように見えます。多分これは見え方の問題なのだろうと思いますけれども、例えば3年計画のうちいつまでに会議体をつくって、32年のときにはこういう姿になっていたいという、何かもう少しあるなしではなくて、会議体が行う中身みたいなのが、評価できるような目標設定にしておいたほうが、その次の計画を立てるときにいいのではないかなと思います。

もう1つ、195ページの上の発達支援センターの機能整備は多分あるかないかになると思うのですけれども、この下の保育所等訪問支援の実施はあるかないかになっていきますが、あるとしてみても何でもありみたいな形になるので、もう少しわかりやすい目標設定をしたほうが、きっとパブリックコメントをもらうときにも、よりわかりやすいのではないかと思います。誤解がないような目標設定のほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

## ○小澤部会長



ありがとうございました。そのようなご意見は当然かなと思って聞いておりました。先ほど精神障害の方に対する地域包括ケアの協議の場という事項がありましたね。あれも「有」とか「1」とかという表記になっていました。ご指摘のとおり、まず協議の場はどういう形をつくって、それをどのような形で運用して、最終的にはその運用の中でどのような成果を出していくかというプロセスを記載しない限り、多分あるかないかと言われても、これはハードではないので、違う気がします。箱物の数え方と同じようなことを国が出しているのです。だから正直言ってそれは本来ご指摘のとおり問題で、中野区としては今のよう、箱物ではなくシステムの話なので、そのプロセスを追っていきますよという出し方のほうが重要なような気がしました。ちょっとこの部分は国につき合うと1かゼロか、あるかないかしか書きようになってしまう。でもそれも普通に考えたらシステムにあるかないとか、1かゼロかなんていうのはそもそもおかしい話で、もちろんあるが前提なのですけれど、そのあたりはぜひ工夫してこういうような形であり方を進めていきますみたいなほうが、やっぱり内容的にもいいかなと思いますので、そのあたり検討していただけたらと思います。

これ多分、現実問題として、この196ページのところはもともと連携が非常に難しいという深刻な課題があって、教育と福祉とか、医療と教育とか、それで相当な壁があるという実情があって、それをどう乗り越えるかという話がメインテーマのはずなので、なのでそのような課題をどう乗り越えていくかというところがあるほうが、非常にいい計画のような感じがするので、そういう見せ方をお願いします。どうもありがとうございました。多分区民の方は率直にそう思うと思います。国は、ちょっと信じられないのですけれども、あるかないかとか、1カ所とか、そんなことを言ってきているのですね。なのでそれよりは今のよう、ご指摘に対応したほうがいいかなと思いましたので、ぜひ書きぶりを少し検討していただけたら大変ありがたいと思いました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ、下田委員。

#### ○下田委員

先ほどの放課後等デイサービスに続くのですけれども、やっぱり月10日利用というのは、希望日数以下のものであって、希望を出しても事業所から断られているというのが現状です。それと先輩のお母さんたちが心配しているのは、学校へ行って放課後等デイサービスへ行って、子どもが楽しい思いをして帰ってきた。放課後等デイサービスは5時半まで見てくれているのですけれども、高校を卒業した後、通所すると登校していたよりも遅い時間に家を出る。そして面倒を見てもらって早く帰ってくる。余暇活動が全くない状態なのです。その辺をちょっと考えていただきたいなと思います。

以上です。

#### ○小澤部会長

ありがとうございました。放課後等デイサービスに関しましては、先ほどからいろいろのご意見もありますし、それから多分これはいろいろな意味合いで今、行政的には、中野区だけでなく大きな課題として認識されている場所でもあるので、ちょっとこの数値に関しましては少し検討事項ということで、場合によっては関係される委員にもう少し利用実情みたいなことをお聞きし、キャパシティだけではちょっと難しいかもしれないという問題も抽出しながら、少し最終的な数値というのを検討していただくのがいいのかなと思います。

私もちょっと気になったのは、この18カ所の意味なのですけれども、これ利用者数というのは伸び率がわかるので、やはり書く必要があるだろうなと思うのですけれども、事業所数というのは実はもう1つ別な要因が働いていて、例えば東京都が仮に中野区を

含めた地域が過剰であると判断した場合は、東京都が指定をストップできるというのが新しいシステムの中に入っているのですね。だから事業所数というのは中野区だけの意向で決まるのだろうかというのは、ちょっと気になったところなのです。事業所数の書き方というのはそこら辺が少し気になるところがあるので、いろいろな角度でこれは検討して、特に現実の利用に関しましては関係される委員がいらっしゃるのです、例えばこういう利用が実情行われているとか、ちょっとそのあたりを踏まえていただくということと、それから箇所数を書くとなると、中野区だけの判断で書けるかという問題もここに潜んでいますので、そこも例えば東京都とこの中野区を含めたエリアではまだまだ未充足だと、東京都が判断していただければそれは書くことが可能なのですけれども、そういった課題が潜んでいるかなと。

#### ○横山子ども教育部長、教育委員会事務局次長

既にベース的なところで、29年度で18カ所できているので、ふやさないということです。

#### ○小澤部会長

だからそれが問題ないのです。もしふやすという数値を書くとなると新規指定という問題になるので、この問題をめぐって国もそういう方針を出してきているので、そのあたりは要検討かなと。だからふやせという方針であれば支障は何もないだろうと思うのですけれども、これをもし見直してふやすという方針が仮に何らかの数字を出すとなると、ちょっとその問題も潜んでいるのではないですかというのがあります。これは参考意見までに追記です。

というようなことで、この部分というのは結構厄介な感じはするので、少し検討していただくのが一番かなと思うのですが、よろしいでしょうか。

#### ○本名副部会長

先ほど放課後等デイサービスの説明のところ、例えば小学校などでやっているアフタースクールみたいなのは、親御さんの都合で皆さん預けていらっしゃると思います。毎日のように使われています。放課後等デイサービスは、そういう意味合いではないという説明だったのですけれども、本来的にいえば障害を持っている方のご両親も働いていらっしゃる人は非常に多い中で、放課後等デイサービスの意味合いというのをどのように捉えたらいいのかというのはもう少し議論しないといけないと思います。中野区としてサービスをどの程度認めるかという問題もあるのでしょうけれども、最高で10日というのは本当にそれで親御さんたちが働いたりとかいろいろできるのかどうかですね。その辺のところも含めて議論をして、中野区としてどのようなサービスを実現していくのかということ的前提として協議していったほうがいいのかと思うのですけれども、事務局いかがでしょうか。

#### ○小澤部会長

ご意見ということなのですが、何か事務局のほうでご意見があればと思いますが、よろしいでしょうか。

#### ○横山子ども教育部長、教育委員会事務局次長

確かに法で定められているサービスの目的や定義というものもあるかと思いますが。一方では、今、副部会長や宇田委員の方からもご指摘があったように、ご家庭のニーズという実態も一方ではあるかなと思ってございます。やはりそこを自治体として、区とし

てどう捉えていくのか、課題のところでございます。今後の宿題にさせていただければと思います。

#### ○小澤部会長

ありがとうございました。いずれにしても何らかの形で数値を入れなければいけないという差し迫った問題と、それから多分正直言いまして障害児福祉計画の策定は初めての領域なので、本当のことを言うと実際に動かしてみてもどうなるのかという部分もあります。実際に取り組んでみて、そこでどういう状況になり、また、どんな課題があるのかということも含めて、場合によってはそういったことを含めた数値目標みたいな、これで全てが確定ということだけではなくて、十分な見直しも含めて検討するという形で示しておく必要があると思います。この部分はいろいろな要素がはらんでいて、しかもこの放課後デイに関してはこの4月から当然規制をかけてきていますので、そうやすやすと事業所が自由になるような感じで開設できないという事実もあります。そんなようないろいろな多要因が働いていますから、そのあたりは十分勘案した上で、場合によっては数値目標を絶えざる見直しをしながら、少し暫定的に一定程度こういう数値目標で進めるというような形での取りまとめにならざるを得ないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○横山子ども教育部長、教育委員会事務局次長

今、お話しいただいたとおりで、当然毎年毎年の達成状況やニーズ状況を踏まえながら、見直しはかけていきたいと思っております。今回は初めてであることや、これまでの実績、それからサービス意向調査なども踏まえて、このような計画目標にさせていただきましたけれども、今、部会長にまとめていただいたような見直しはかけさせていただきたいなと思っております。

#### ○小澤部会長

ありがとうございました。基本的にはこちらの審議会も計画策定して終わりというわけではありません。その後もモニタリングといいまして、絶えざる計画の評価・検討というのもこちらの審議会の業務でありますので、そういった際にまた果たして当初の見込みや目標が妥当だったかというようなことで、対応していただく形にしたいと思ます。

限られた時間になってしまっていますので、抜本的にサービスのありようから検討し始めると事務局的にも相当困難かなということが考えられますので、一応国の指針やその他に勘案し、あと中野区の実績に勘案して数値を出していただいて、その上で今、言いましたように進捗状況の点検作業という形で扱わせていただきたいと思います。

本日幾つか意見が出ましたので、場合によってはきょう出された数値に関して、もう一遍妥当かどうかということは事務局のほうでも検討していただいて、その上で場合によってはパブリックコメントという形で、またご意見をいただくことも必要になってくるかと思ます。

よろしいでしょうか。障害児福祉計画に関しましては大体よろしいでしょうか。また後でアナウンスしますけれども、きょう多分これかなり見始めるといろいろなご意見があるのではないかと私は推測していまして。ただ、本日はかなり分量が多くて、なかなか全体像を把握した上で意見というのは、結構難しいのではないかと思いますので、本日の概略、全体像を頭に入れていただいた上で、この数値のここのところはもう少し検討すべきではないかとか、あるいはこの背景はもう少し考えるべきではないかというご意見がありましたら、期日を定めておきますので、ご意見をいただいてということ

考えております。よろしいでしょうか。

そうしましたらここまででこの場における意見をお伺いするという形は終了したいと思っております。今、一部私のほうで先取りして話しましたがけれども、事務局のほうでこの後の意見出しとか意見募集に関しまして、具体的にご説明があるとありがたいと思っております。

#### ○菅野健康福祉部副参事（障害福祉担当）

それではご意見の提出をしていただく方法につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。様式につきましては特に定めてございませんので、改めてお気づきになった点などをお寄せいただきたいと思いますと思うのですが、12月18日月曜日までに、本日の次第のほうには記載してございます提出先のほうにメール、またはファクスでご提出をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○小澤部会長

日を確認しますが、12月18日月曜日ということで、まだ時間的には1カ月以上あります。したがって本日、特にきょうの冊子の第4章を中心に、もちろんほかの章でももしこういうお気づきの点があれば出していただいても構わないと思うのですが、できればあくまでこの部会が最も重視している第4章、115ページ以降をお読みになっていただいて、この間、答申で書いてきたことを大きく変えることはできませんけれども、基本的には数値目標や数値の考え方に関して、もうちょっとこういうことを検討したほうがいいのかとか、あるいはこの数値目標に関してはこういうことも含めて考えたほうがいいのかということ意見を募集という形でお伺いして、それが12月18日までになります。

あと、それ以降、どういうふうになるかといいますと、これも最後に事務局から改めて確認があるかと思うのですが、この部会としての意見を踏まえ、その上でパブリックコメントをかけ、パブリックコメントで区民からの意見をお伺いして、最終的な計画になるということになります。場合によっては12月18日以降お気づきの点があれば、パブリックコメントで委員の方は区民であれば権利がありますので、それは大丈夫だと思いますけれども、できればやっぱり12月18日までに意見を出していただいたほうがありがたいということです。よろしいでしょうか。そのような形で今後の取り組みにさせていただきたいと思っております。

そうしましたら、3番、その他事項という形になっております。その他事項に関しましては、まず私のほうからですが、計画策定に関する障害部会の審議というのは、本日が最終になっております。ですので、素案の確認というところに関しましては本日で一応最終ということになります。あとは意見募集、ないしは意見を出していくということになりますので、その後は多分会長と事務局との調整でパブリックコメントをかける中身の確認、そういう理解でよろしいですね。通常はそういう感じです。皆さんから出た意見で、場合によっては一部変更しなければいけなかったり、一部表現の変更をしたりとか、当然のことですが、あり得ますので、その確認作業というのは私と事務局の間という感じでよろしいでしょうか。そんな感じでよろしいでしょうか。慣例的に多分そうなるだろうと思うのです。障害部会のこの目的に関しての議論は最終回でありますので、そんな形で取り扱わせていただきたいと思います。

そうしましたらあともう1点は事務局から今後の予定ということですが、説明をよろしく願います。

#### ○事務局

お手元の資料、参考資料の3をごらんください。第7回障害部会が本日用れた部会

になりまして、計画策定前の障害部会としては最終の部会となります。

次回ですけれども、第3回健康福祉審議会の全体会が来年の2月13日になります。主な議題といたしましては、介護・健康・地域包括ケア部会の最終報告書についてと、最終答申の確認というのが主な議題になります。

先ほど部会長のほうからスケジュールについてご説明がありましたけれども、スケジュールに関しましては、この後、区内の障害者関係団体の皆さん、あるいは区民の皆さんに対しての意見交換会を開催いたします。また、委員の方から12月18日までいただいた意見を反映しまして、現在は、計画の素案ですけれども、これの計画案というものを作成いたします。その後、今、申し上げました第3回健康福祉審議会全体会を経まして、最終答申をいただきまして、1月から2月にかけてパブリックコメント手続を行います。こちらでいただいた意見を反映させて、計画を策定していくといった流れになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、計画の素案から案に変わる段階で、委員の皆様にはまた資料を送付させていただくという形になりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

### ○小澤部会長

ありがとうございます。今後の流れで2月13日に健康福祉審議会全体会がございしますが、これに関しましてはどちらかというと介護・健康・地域包括ケア部会の最終報告書というのが最も重要事項になってくる場でありまして、もちろんあわせて障害のこの確認という形ではあるのですけれども、これに関しましては介護保険料の確定が多分このころまでにいってしまいますので、その意味でこのような2月の時期に全体会の開催が行われるということです。障害部会としましては本日が実質的な意味合いでいいますと最終というふうに理解して結構です。したがって12月18日までにお気づきの点、あるいはご意見をお寄せいただくと大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で本日用意した報告、審議事項は終了になります。特に事務局のほうから追加報告、追加連絡は大丈夫ですね。

では、きょうは若干早いですけれども、基本的にはお忙しい中で時間をつくっていただいておりますので、若干早く終わりました、あとご意見のほうで大いにきょうの資料を読んでいただいて出していただくのは結構でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、本日はここまでにしたいと思います。どうも議事のご協力ありがとうございました。

――了――